

新潟労働局発表
平成31年1月25日(金)
14:00 解禁

報道関係者各位

担当	職業安定部職業対策課
	課長 古川 和春
	課長補佐 長崎 一郎
	電話 025-288-3508
	夜間 025-288-3543

新潟県における外国人雇用状況の届出状況

(平成30年10月末現在)

～外国人労働者8,918人。届出義務化以来、過去最高を更新～

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、新潟労働局では、外国人雇用状況の届出に基づき、平成30年10月末現在の届出状況を取りまとめましたので、その結果を公表します。

【届出状況のポイント】

- ① 外国人労働者数は、8,918人で、前年同期比1,388人、18.4%の増加。全国の外国人労働者数（1,460,463人）に占める割合は、0.6%（平成19年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新）。
- ② 外国人労働者を雇用する事業所数は、1,806か所で、前年同期比151か所9.1%の増加。全国の外国人雇用事業所数（216,348か所）に占める割合は、0.8%（平成19年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新）。
- ③ 国籍別では、中国が最も多く2,663人（外国人労働者全体の29.9%）。次いでベトナム2,101人（同23.6%）、フィリピン1,524人（同17.1%）の順。対前年伸び率は、インドネシア（95.1%）、ベトナム（38.5%）が高い。
- ④ 在留資格別では、「技能実習」が3,282人で外国人労働者全体の36.8%を占めている。次いで、永住者や永住者を配偶者に持つ人など「身分に基づく在留資格」が2,663人（同29.9%）、「資格外活動」が1,626人（同18.2%）の順となっている。

(添付資料)

- ・別添1 「外国人雇用状況」の届出状況【概要版】（平成30年10月末現在）
- ・別添2 「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】（平成30年10月末現在）
- ・別添3 「外国人雇用状況」の届出状況表一覧（平成30年10月末現在）

外国人雇用状況の届出状況（平成30年10月末現在）【概要版】

1 外国人労働者の状況

労働者全体の状況について（P1）

外国人労働者数は8,918人。

前年同期比で1,388人（18.4%）増加。

平成19年に届出が義務化されて以来、5年連続で過去最高を更新した。

[増加した要因]

・技能実習制度の活用が進んでいることや、高度外国人材や留学生の受入れが進んできていることに加え、雇用情勢の改善が着実に進んでいることから、就労に制限のない身分に基づく在留資格の外国人労働者が増加していること等が考えられる。

○ 国籍別の状況（P2）

労働者数が多い上位3か国

- ・中国 2,663人（全体の29.9%）[前年同期比3.6%増加]
- ・ベトナム 2,101人（同23.6%）[同38.5%増加]
- ・フィリピン 1,524人（同17.1%）[同17.6%増加]

増加率が高い上位3か国

- ・インドネシア 482人 [前年同期比95.1%（235人）増]
- ・ベトナム 2,101人 [前年同期比38.5%（584人）増]
- ・フィリピン 1,524人 [前年同期比17.6%（228人）増]

○ 在留資格別の状況（P2、3）

労働者数が多い上位3資格

- ・技能実習 3,282人（全体の36.8%）[前年同月比26.7%増]
- ・身分に基づく在留資格 2,663人（同29.9%）[同8.1%増]
- ・資格外活動（留学） 1,471人（同16.5%）[同3.7%増]

増加率が高い上位3資格

- ・特定活動 217人 [前年同期比442.5%（177人）増]
- ・技能実習 3,282人 [前年同期比26.7%（691人）増]
- ・専門的技術的分野の在留資格 1,130人 [前年同期比24.6%（223人）増]

2 事業所の状況

事業所全体の状況について（P1）

・外国人を雇用している事業所は、1,806か所。前年同月比で151か所（9.1%）増加。

・平成19年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新した。

○ 事業所規模別の状況（P4、6）

・「30人未満事業所」が最も多く、事業所全体の48.7%、外国人労働者全体の32.9%を占めている。

3 産業別の状況

- ・外国人労働者、外国人労働者を雇用する事業所ともに、「製造業」が最も多い。
- ・「製造業」では外国人労働者数全体の45.8%、外国人労働者を雇用する事業所全体の32.3%を占める。
- ・「建設業」、「卸売業・小売業」の構成比は外国人労働者、外国人労働者を雇用する事業所ともに増加。(P4、5)

※ページ数は、別添2「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(本文)(平成30年10月末現在)のページに対応している。

「外国人雇用状況」の届出状況のまとめ（本文）

（平成30年10月末現在）

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、すべての事業主に対して、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けており、ハローワークは当該届出に基づいて、事業主に対する外国人労働者の雇用管理改善や再就職支援などの指導・助言等を行っている。

なお、届出対象となるのは、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、今般、新潟県内の平成30年10月末現在の届出状況を集計したものである。

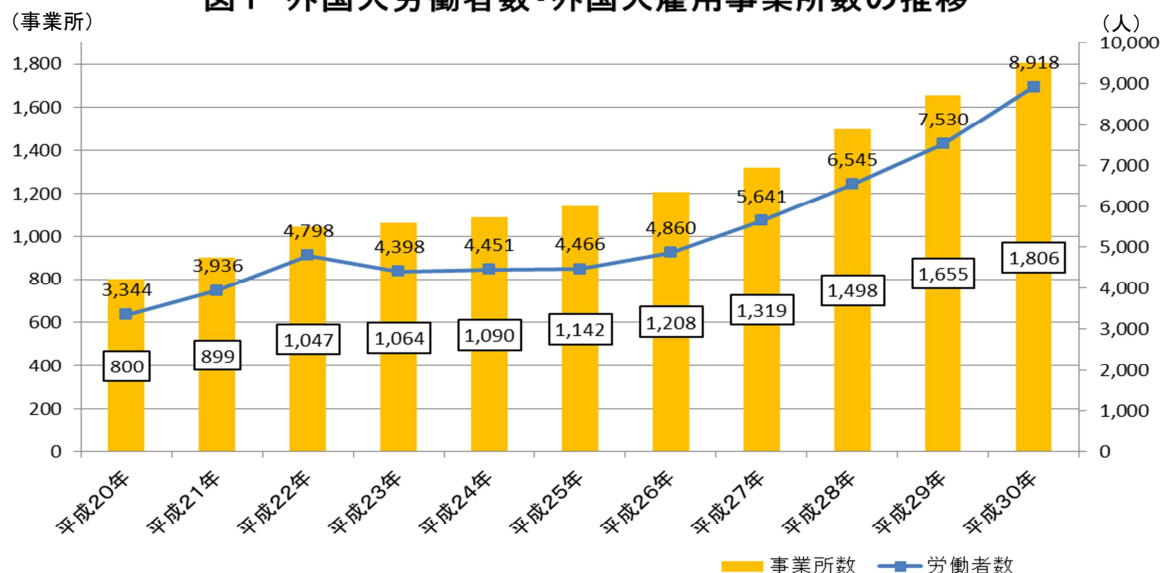
II 届出状況のまとめ

1 外国人労働者及び外国人労働者を雇用している事業所の状況

（1）平成30年10月末現在、外国人労働者は8,918人であり、外国人労働者を雇用している事業所数は1,806か所であった。これは平成29年10月末現在の7,530人、1,655か所に対し、1,388人（18.4%）の増加、151か所（9.1%）の増加となった。外国人労働者及び外国人を雇用している事業所数ともに平成19年に届出が義務化されて以来、過去最高の数値を更新した。【図1、別表2、別表7-1】

外国人労働者の増加要因として、技能実習制度の活用が進んでいることや、高度外国人材や留学生の受入れが進んできていることに加え、雇用情勢の改善が着実に進んでいることから、就労に制限のない身分に基づく在留資格の外国人労働者が増加していること等が考えられる。

図1 外国人労働者数・外国人雇用事業所数の推移



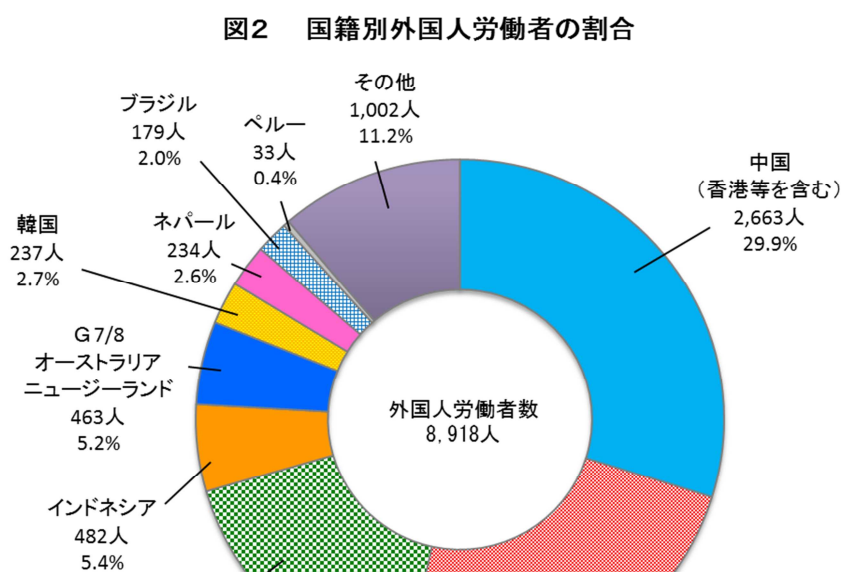
2. 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみると、中国（香港等を含む。以下同じ。）が最も多く 2,663 人であり、外国人労働者数全体の 29.9%を占める。次いで、ベトナムが 2,101 人（同 23.6%）、フィリピンが 1,524 人（同 17.1%）の順となっている。

ベトナムについては前年同期比で 584 人（38.5%）と増加し、また、インドネシアが同 235 人（95.1%）、フィリピンについても同 228 人（17.6%）の増加となっている。

ネパールについては、同 53 人（18.5%）減少した。

【図 2、別表 1、別表 7－4】



(2) 在留資格別にみると、「技能実習」が外国人労働者全体の 36.8%を占め、次いで、「身分に基づく在留資格¹」が同 29.9%、「資格外活動（留学）」を含む「資格外活動²」が同 18.2%、「専門的・技術的分野の在留資格²」が 12.7%となっている。

「技能実習」の外国人労働者は、3,282 人と前年同月比で 691 人（26.7%）増加し、「専門的・技術的分野の在留資格」は 1,130 人と同 223 人（24.6%）増加している。

また、「特定活動」は 217 人と同 177 人（442.5%）増加し、増加率が一番高かった。

【図 3、別表 1、別表 7－5】

